

諮問番号：平成29年度諮問第3号

答申番号：平成29年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、保護の支給額から児童手当及び児童扶養手当を差し引いて行われた原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

生活保護法（以下「法」という。）第4条第2項によると、他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われると定められており、請求人の児童手当及び児童扶養手当は、児童扶養手当法等による扶助にあたるから、これらの額を収入認定した原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審査請求人世帯の保護は、冬季加算の認定を理由に変更されているが、これは保護の基準により、保護の変更日（平成28年10月1日）から冬季加算額が算定され、審査請求人世帯の最低生活費が変更になったものであるところ、その額の算定及びその他審査請求人世帯の最低生活費の算定において、違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は処分庁に対して、収入（無収入）申告書を提出し、児童手当及び児童扶養手当を受給していることを報告し、処分庁はこれらの手当額を収入認定しているが、他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われるものであり、児童手当及び児童扶養手当は、特にその活用が求められていることから、この点を違法又は不当ということはできない。

さらに、収入認定した児童手当額及び児童扶養手当額は、いずれも適正な認定額であり、その他原処分の収入認定に違法又は不当な点は認められない。

上記のとおり、原処分は、法令等の規定に従って適正な収入認定により収入充当額を計上し、これを最低生活費から差し引いた額を扶助額としたものであって、違法又は不当な点はない。

- 2 審査請求人は、保護の支給額から児童手当及び児童扶養手当の受給額を差し引いた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解されるが、前記1のとおり、原処分は法令等の規定に従って適正に行われたものであるから採

用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年4月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われる（同条第2項）。

また、保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保護に当たっては、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については、その利用に努めさせるよう求められ、児童手当法及び児童扶養手当法による扶助は、特にその活用を図ることとされている。

そこで本件についてみると、審査請求人は、処分庁に収入申告書を提出し、児童手当及び児童扶養手当を受給していることを報告し、処分庁は、前述の基準に従い、申告のあった各手当の受給額を収入認定したものであるところ、これらの収入認定は、法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められる。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美